

---

---

# 組合ニュース 山梨大学教職員組合

Tel (内線): 8097 直通 (Fax): 254-2667

E-Mail: kumiai@nashidai-union.org

---

---

## TOPICS:

### 1. 団体交渉に向けての学習会結果

### 2. 組合旗開きのお知らせ

### 3. 弁護士による「労働条件に関する学習会」のお知らせ

#### 1. 団体交渉に向けての学習会結果

12月9日18時より、団体交渉に向けた学習会が開かれました。参加者は7名でしたが、団交のための準備や方向性について議論を深めることができました。その概要は、以下の通りです。

##### 前回団交要求事項2に関連して

人勸不準拠が続いていることに対して「財政上困難」を根拠として説明されたことについて

- 1) 財務諸表、前回の団交時に出された資料から出発して、必要な資料を要求しながら準備をすること  
過去10年分のどの部署や予算が増え、何が減っているのか、どのような立場の何人の人員が増減しているのか（年齢構成、号俸別、教員、職員、部門を明らかに）
- 2) そのうち新事業については、評価はどのようになっているのか、本当に必要かどうか、効果を上げているかの判断をどのようにしているのかを問う（こちらからも意見を ex :センター等、非常勤理事増など）
- 3) 大学運営方針の説明と民主的で教職員の声が届く合意形成の仕方を要求すること

##### 前回団交要求事項3および7に関連して

労働慣行の不利益変更について

- 1) 弁護士を呼んで学習会を開催すること（1月27日18時～）

○人勸不準拠について、どのような条件をもって、明確に「労使慣行の不利益変更」と定義づけるこ

とができるか。また、どのように対応していくことができるかを相談。

○非常勤職員が短時間からフルタイムに変更すると無期から有期にカウントが変わる、非常勤職員のボーナスの有無の差、無期転換に関する恣意的な就業規則などについて、違法性を確認する

(過半数代表者への人事課からの確認(抜粋)):

### 3. 非常勤職員等の雇用更新限度

(対象規則) 非常勤市職員就業規則、有期雇用職員就業規則

(あらまし)・勤務成績が優秀な非常勤職員、有期雇用職員の更新限度年数を廃止する。

- ・無期労働契約への転換(労働契約法18条。原則通算5年)への可能性が規則上は高まることとなる。

○過半数代表者への説明のみで労働条件を改悪していくことの限界性について確認。

2) 次年度より同一労働同一賃金を実現するにあたり、条件改悪をしないように要求すること

このほか、サービス残業について実態把握をしながらどのような戦略で要求を出していくか(要求事項7)、新年俸制について個々の了解をとりつけるようにルール作りをするように要求すること(要求事項4)、などが話題にのびりました。

これから、団交に向けて交渉事項を文章化していきます。

労働実態、給与、手当などの労働条件に関する疑問や不安、業務内容への疑問など、盛り込みたいことがありましたら、ぜひ組合にお寄せください!

## 2. 組合旗開きのお知らせ

時: 2020年1月10日(金) 18時~

場所: 大学生協厚生会館(購買部2階)

にて旗開きを行います。

組合の抱負だけでなく、個人の新年の抱負や楽しみなど、色々なことを語り合って親睦を深めましょう。

## 3. 弁護士による労働条件に関する学習会のお知らせ

弁護士を招いて学習会を行います。話題は主として上記のように労働慣行の不利益変更について、および雇止めと無期転換に関することを考えていますが、他に弁護士に聞いたり話し合いたいという話題がありましたらお寄せください。

時: 2020年1月27日(月) 18時~

場所: サイエンスカフェ(工学部T1号館8階)